



平成28年6月23日

各 位

会 社 名 アジアグロースキャピタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川 浩 平
(コード番号 6993 東証第二部)
問合せ先 総務部長 岩瀬 茂 雄
(TEL. 03-3448-7300)

連結子会社株式会社大黒屋による自己株式取得に関する決定のお知らせ

当社の連結子会社である株式会社大黒屋（以下、「大黒屋」といいます。）は、平成24年8月10日に同社が発行した第1回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を保有するゴールドマン・サックス・リアルティ・ジャパン有限会社並びにメザニンファンド3号投資事業有限責任組合及びアドミラルキャピタル株式会社（以下、総称して「第1回新株予約権保有者ら」といいます。）から、本新株予約権の行使により発行される大黒屋株式を買い取ること（以下、「本買取」といいます。）を決定いたしましたので、お知らせ致します。

1. 事案の概要

当社の連結子会社である大黒屋は、当社の連結子会社である大黒屋グローバルホールディング株式会社（以下「DGH」といいます。）が100%出資する会社です。

当社（当時の商号は森電機株式会社）の平成24年8月10日付の「当社持分法適用会社である株式会社ディーワンダーランドが行った株式売買の合意解除及び同社の子会社である株式会社大黒屋の期限の利益の回復に関するお知らせ」と題するプレスリリースにて開示したとおり、SBIキャピタルソリューションズ株式会社の運用する投資ファンドとゴールドマン・サックスのグループ会社が出資する特定目的会社である合同会社湯島キャピタル（以下「湯島キャピタル」といいます。）が既存銀行団から大黒屋に対する貸付債権を譲り受けると同時に大黒屋に対し本借入債務について期限の利益を付与するに際して、大黒屋は、ゴールドマン・サックス・リアルティ・ジャパン有限会社、SBIメザニンファンド3号投資事業有限責任組合及び首都圏企業再生ファンド2号投資事業有限責任組合の3社に対して、本新株予約権を合計77個割り当てました（内訳は、ゴールドマン・サックス・リアルティ・ジャパン有限会社に54個、SBIメザニンファンド3号投資事業有限責任組合及び首都圏企業再生ファンド2号投資事業有限責任組合に23個（両社による共有）です。）。その後、SBIメザニンファンド3号投資事業有限責任組合及び首都圏企業再生ファンド2号投資事業有限責任組合は、その共有する本新株予約権23個を、メザニンファンド3号投資事業有限責任組合及びアドミラルキャピタル株式会社に譲渡しております。

当社は本年4月に、第1回新株予約権保有者らから、本新株予約権の行使の予定に関して連絡を受けたため、その取扱い及び当該行使後においても大黒屋をDGHの100%子会社として維持するための方策を検討し、第1回新株予約権保有者らと協議を行ってまいりました。その結果、大黒屋は、第1回新株予約権保有者らから、第1回新株予約権保有者ら各々がその保有又は共有する大黒屋の第1回新株予約権を行使することにより取得する大黒屋株式合計77株（なお、同株

式発行後の大黒屋の発行済株式総数は687株です。)を、総額約2,033百万円で買い取ることを決定いたしました。当該買取価格は、大黒屋が独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役：能勢元）から取得した株式価値評価書を踏まえて第1回新株予約権保有者らとの協議により決定したものです。

なお、大黒屋は、本新株予約権の発行要項に基づき、第1回新株予約権保有者らから、本新株予約権の行使に際して本新株予約権の行使価額として総額約575百万円の払込みを受けるため、本買取に伴う大黒屋の実質的な資金負担額は総額約1,458百万円です。

2. 決定の理由

大黒屋は現在、DGHの完全子会社であるところ、当社は、第1回新株予約権保有者らとその保有又は共有する本新株予約権を行使した後も、大黒屋とDGHとの間で完全親子関係を維持することが当社グループにとって最適であると判断いたしました。

大黒屋においては、本買取に充てる十分な手元資金と配当可能額を有しているため、同社において自己株式を取得することといたしました。なお、本買取は、大黒屋の東京スター銀行及び中国信託商業銀行東京支店（以下、「本融資金融機関」と総称します。）からの借入に係る財務制限条項その他の条項に抵触するものではなく、本融資金融機関の了解を得て実施するものです。

3. 日程

平成28年6月24日	本新株予約権の行使 本新株予約権の行使により取得する株式の取得
------------	------------------------------------

4. 今後の見通し

本買取は大黒屋の自己資金にて賄いましたので、本買取による当社の連結業績に与える影響は軽微であります。本買取は大黒屋の手元資金で賄うものであるため、当社の運転資金には影響はなく、また、平成28年5月30日付け公表の「第14回新株予約権の取得・消却並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の一部買入消却及び第三者割当により発行される第16回新株予約権の募集に関するお知らせ」で予定している資金使途や資金調達スキームに変更をきたすことはありません。

なお、平成24年12月4日に大黒屋の第2回新株予約権76個（1個当たりの行使価額7,470千円、1個当たり割当株式数1株、行使期間は割当日から無期限）を大黒屋役職員持株会に割り当てており、同会が継続して保有しておりますが、その行使の見込みは不明であり、仮に当該新株予約権が行使された場合には、大黒屋がDGHの100%子会社でなくなる可能性があります。当社としては、当該新株予約権が行使された場合の対応については、当該行使時点の状況に応じて検討する所存です。

以上